種田 謙司
たねだ けんじ

パートナー
外国法事務弁護士
コーポレート
スキャデン・アープス外国法事務弁護士事務所

電話: 81.3.3568.2640
Fax: 81.3.3568.2626
kenji.taneda@skadden.com

取得学位等

2004年 コロンビア大学J.D. (Kent Scholar)

2004年 パリ政治学院、パリ第1パンテオン・ソルボンヌ大学D.E.S.S.

1998 年 カリフォルニア大学バークレー校B.A.

資格

ニューヨーク州弁護士

外国法事務弁護士
(原資格国：アメリカ合衆国ニューヨーク州)

言語

英語

日本語

スキャデン東京オフィスのコーポレート及び米国法案件の責任者である。日本企業を当事者としたキャピタルマーケット及びM&A取引を中心として、複雑なクロスボーダー取引について助言の提供をしている。

日本企業、金融機関及び政府機関による株式や社債・債券の発行を含む国内外の幅広いコーポレート案件、又、上場企業、非上場企業を対象とするクロスボーダーM&A取引に関する助言の提供について豊富な経験を有する。

種田氏は、その功績が評価され、『Chambers Asia Pacific 2025』にて日本のキャピタルマーケット部門でBand 1にランクインし、『Chambers Global』や『Best Lawyers』においても同部門の一流弁護士に繰り返し選出されている。また、2025年には『Legal 500』にてキャピタルマーケット部門の「リーディングパートナー：外弁」に選出されたほか、2024年には『IFLR1000』にて日本のM&Aとキャピタルマーケット分野において高い評価を得ている。さらに、『Best Lawyers 2023』の「Tokyo Capital Markets Law for the Year」に、2022年には『Asia Business Law Journal』のJapan A-Listに選出されている。

助言・代理を行ったキャピタルマーケット案件（過去に別の法律事務所で取り扱ったものを含む。）：

- **第一生命保険株式会社**による6.200％米ドル建永久劣後債（利払繰延条項付）の募集（20億米ドル）において共同主幹事および共同ブックランナーを務めたGoldman Sachs & Co. LLC、Mizuho Securities USA LLC、J.P. Morgan Securities LLC、BofA Securities, Inc.、Morgan Stanley & Co. LLC 及びNomura Securities International, Inc.に対して米国法に関する助言を提供。当該社債はシンガポール証券取引所に上場
- ハローキティを所有しその他のキャラクターやエンターテイメント商品の設計・開発を行う**株式会社サンリオ**による1,350億円（8億6400万米ドル）の普通株式のセカンダリー・オファリングにおいて、米国法に関する助言を提供
- **三菱商事株式会社**によるRule 144A/Regulation Sに基づく2029年満期の5%利付シニア債の募集（5億米ドル）において主幹事会社を務めたJ.P. Morgan Securities LLC、Citigroup Global Markets Inc.及びMorgan Stanley & Co. LLCに対して米国法に関する助言を提供。当該社債はシンガポール証券取引所に上場
- 日本電信電話株式会社の子会社である**NTTファイナンス株式会社**による、Rule 144A/Regulation Sに基づくシニア債の3トランシェでの募集（23億米ドル）、すなわち、2027年満期の5.104%利付シニア債の募集（6億米ドル）、2029年満期の5.110%利付シニア債の募集（9億ドル）、及び2031年満期の5.136%利付シニア債の募集（8億5000万米ドル）において、米国法に関する助言を提供。当該社債はシンガポール証券取引所に上場

- **株式会社アストロスケールホールディングス**による東京証券取引所での普通株式のIPO（1億5,300万米ドル）において、米国法に関する助言を提供。当該取引は宇宙デブリ除去会社による最初のIPOとなった
- **株式会社トライアルホールディングス**による東京証券取引所での普通株式のIPO（389億円）において、米国法に関する助言を提供。当該取引は2024年に日本で行われた最大のIPOとなった。
- **国際協力銀行**による2031年満期の4.375%利付政府保証債（10億米ドル）の発行において引受会社を務めたDaiwa Capital Markets Europe Limited、Barclays Bank PLC、Citigroup Global Markets Limited 及びNomura International plcに対して、米国法に関する助言を提供。当該債権はルクセンブルク証券取引所に上場
- **住友生命保険相互会社**による2034年満期の5.875％米ドル建永久劣後債（利払繰延条項付)のRule 144Aに基づく募集（10.4億米ドル）において主幹事会社を務めたJ.P. Morgan Securities LLC、BofA Securities, Inc.、Goldman Sachs & Co. LLC 及びSMBC Nikko Securities America, Inc. に対して、米国法に関する助言を提供。当該社債はシンガポール証券取引所に上場
- **株式会社ソシオネクストに**よる13億米ドルの公募増資による普通株式の発行において国際主幹事を務めたNomura International plc、Daiwa Capital Market Europe Ltd.及びMorgan Stanley & Co. International plc. に対して、米国法に関する助言を提供
- **株式会社ソシオネクスト**が東京証券取引所に新規上場して4.59億米ドルのIPOを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社国際協力銀行**が5億米ドル政府保証付債券の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **ルネサス エレクトロニクス株式会社**が13.5億米ドルの優先社債の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社デンソー**が5億米ドルの無担保優先社債（サステナビリティボンド）の発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **日本生命保険相互会社**が9億米ドルの劣後特約付無担保社債（金利ステップアップ条項付）の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **シンプレクス・ホールディングス株式会社**が東京証券取引所に新規上場して335億円のグローバルIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **西日本旅客鉄道株式会社**が2,288億円の普通株式の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **昭和電工株式会社**が754億円の普通株式の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社オービックビジネスコンサルタント**が464億円の普通株式の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **三菱商事株式会社**が5億米ドルの優先社債の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **ルネサス エレクトロニクス株式会社**が3,950億円の普通株式のグローバルオファリングを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **住友生命保険相互会社**が9.2億米ドルの劣後特約付社債（金利ステップアップ、繰上償還条項付）の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **ＮＴＴファイナンス株式会社**が80億米ドルの米ドル建て優先社債及び20億ユーロのユーロ建て優先社債の海外市場における募集を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **日本航空株式会社**が1,676億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供

- **株式会社プレイド**が東京証券取引所に新規上場して229億円のグローバルIPOを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **日本ビルファンド投資法人**が1,207億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社オープンハウス**が405億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **freee株式会社**が東京証券取引所において350億円のグローバルIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **Appier Group株式会社**が東京証券取引所に新規上場して298億円のIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社リクルートホールディングス**が3,595億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供。本案件は、『ALB Japan Law Awards 2020』において2019年のEquity Deal of the Yearに選出されている。
- **株式会社リクルートホールディングス**が3,398億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社メルカリ**が1,307億円のグローバルIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供。本案件は、『Asian-MENA Counsel』誌の2018年のDeal of the Yearに選出されている。
- **アルテリア・ネットワークス株式会社**が219億円のグローバルIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社ワールド**が484億円のグローバルIPOを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社アウトソーシング**が371億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **明治安田生命保険相互会社**が20億米ドル及び10億米ドルの2件の海外市場におけるハイブリッド証券の発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **三井住友海上火災保険株式会社**が9.1億米ドルの海外市場におけるハイブリッド証券の発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社豊田自動織機**が10億米ドル及び6億米ドルの２件の外債発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人**が227億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **武田薬品工業株式会社**が5億米ドルの外債発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社LIXILビバ**が416億円のグローバルIPOを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **日本生命保険相互会社**が複数の海外ハイブリッド証券発行案件を進めるにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **住友生命保険相互会社**が2013年と2017年に海外市場におけるハイブリッド証券の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **大和ハウスリート投資法人**が440億円、568億円、363億円及び343億円４件のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **ラサールロジポート投資法人**が、1,050億円のグローバルIPO及び463億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **Mixi, Inc.**が321億円の海外市場における普通株式の発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **オリンパス株式会社**が1,130億円の海外市場における普通株式の発行を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **ソフトバンクグループ株式会社**が24.85億米ドル・625百万ユーロの高利回り債の発行を行うにあたり、米国法に関する助言を提供

- Alibaba Groupが1,680億米ドルのIPOを行うにあたり、その大株主である**ソフトバンクグループ株式会社**に対して米国法に関する助言を提供
- **ヒューリックリート投資法人**が702億円のグローバルIPO及びIPO後の184億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **株式会社西武ホールディングス**が1,550億円のグローバルIPOを行うにあたり、売却株主に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社リクルートホールディングス**が816億円のグローバルIPOを行うにあたり、売却株主に対して米国法に関する助言を提供
- **株式会社国際協力銀行**が米国証券取引委員会に登録された債券の発行（政府保証付）を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供（2013年以降、唯一の米国法担当法律事務所として直近の16件を担当）
- **国際協力機構**が2016年と2017年に米国証券取引委員会に登録された5億米ドル債券の発行（政府保証付）を行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **インヴィンシブル投資法人**が2014年、2015年、2016年、2017年、2018年、2019年に行った6件のグローバル・エクイティ・オファリングにおいて、米国法に関する助言を提供
- **森ヒルズリート投資法人**が2014年及び2016年に行った2件のグローバル・エクイティ・オファリングにおいて、米国法に関する助言を提供
- **日本リート投資法人**が248億円のグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **日本賃貸住宅投資法人**が406億円の グローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **日本航空株式会社**が85億米ドルのグローバルIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **日本プロロジスリート投資法人**が10.8億米ドルのIPOを行うにあたり、米国法に関する助言を提供
- **大塚ホールディングス株式会社**が22.5億米ドルのグローバルIPOを行うにあたり、その引受会社を務めた証券会社に対して米国法に関する助言を提供
- **国際石油開発帝石株式会社**が60億米ドルのグローバル・エクイティ・オファリングを行うにあたり、米国法に関する助言を提供

関与した代表的なM&A案件（過去に別の法律事務所で取り扱ったものを含む。）として、以下のものが挙げられる。

- **富士フィルムホールディングス株式会社**が米国法に基づく公開買付けによりCellular Dynamics International, Inc.を買収するにあたり、富士フィルムホールディングス株式会社を代理
- **ガンホー・オンライン・エンターテインメント株式会社**がSupercellの発行済株式の過半数を取得するにあたり、ガンホー・オンライン・エンターテインメント株式会社を代理
- **エムスリー株式会社**がMediscience Plannings, Inc.を買収するにあたり、エムスリー株式会社に対して米国法に関する助言を提供
- パナソニック株式会社がパナソニック インフォメーションシステムズの少数株主持分の買取を行うにあたり、その財務アドバイザーを務めた**SMBC日興証券株式会社**を代理
- **株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ**が非公開化を目的とした米国法に基づく公開買付けによりUnionBanCal Corporationの少数株主持分を取得するにあたり、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを代理
- **鈴木金属工業株式会社**がHaldex ABを買収するにあたり、鈴木金属工業株式会社を代理
- **新日本製鐵株式会社**が米国及びブラジルにおいて様々なジョイントベンチャープロジェクトを実施するにあたり、新日本製鐵株式会社を代理
- **パナソニック株式会社**がその子会社である三洋電機株式会社及びパナソニック電工株式会社の少数株主持分を買い取るにあたり、パナソニック株式会社を代理
- **株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ**がモルガンスタンレーとの間で行っている日本における証券業に係る合弁事業に関する助言の提供

スキャデンにパートナーとして加わるまでは、大手外資系法律事務所の東京オフィスのパートナーを務めていた。